

神消予査第 927 号
令和 3 年 8 月 1 日

指定確認検査機関 各位

神戸市消防局予防部
査察課長 下原 壽宏

建築基準法第 7 条の 2 第 5 項に規定する検査済証の交付に関する
消防機関への照会書の事務処理について（依頼）

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、消防行政にご理解いただき、誠にありがとうございます。

さて、みだしのことについて、「建築基準法第 7 条の 2 第 5 項に規定する検査済証の交付に関する消防機関への照会書の事務処理について（依頼）」（平成 12 年 7 月 14 日付け神消予査第 90 号、神消予危第 140 号）により、検査済証の交付に際して、消防法令の一部についての確認及び検査の意見照会をお願いしているところですが、当該事務処理について変更が生じたので、別添「消防機関への照会書の事務処理運用要領」のとおり事務処理の実施をお願いいたします。

記

1 変更点

「建築基準法第 7 条の 2 第 5 項に基づく消防関係法令意見照会書」及び「建築基準法第 7 条の 2 第 5 項に基づく消防関係法令意見回報書」の送付から、「兵庫県電子申請共同運営システム」を利用した電子申請へ変更。

2 その他

(1) 本通知をもって、「建築基準法第 7 条の 2 第 5 項に規定する検査済証の交付に関する消防機関への照会書の事務処理について（依頼）」（平成 12 年 7 月 14 日付け神消予査第 90 号、神消予危第 140 号）は廃止します。

(2) 各指定確認検査機関にあっては、神戸市で業務を行う可能性のある他の支店等があれば、本通知の周知をお願いいたします。

3 施行日

この要領は、令和 3 年 8 月 1 日から施行とする。

(目的)

第1条

指定確認検査機関は、建築基準法第7条の2第5項に規定する検査済証の交付に際し、消防用設備等及びその他の事項について防火上の支障の有無を消防機関に照会することで、消防機関の意見を反映し、また、建築主に対する指定確認検査機関と消防機関の意思の統一を図ることを目的とする。

(対象建築物)

第2条

対象建築物は、建築基準法第6条第1項第1号から第3号に掲げるもので延べ面積が300平方メートル以上の建築物とする。

ただし、第2号及び第3号に掲げる建築物のうち、専用住宅は除く。

(審査対象)

第3条

- 1 消防法第9条に基づく神戸市火災予防条例
- 2 消防法第15条及びこれに基づく危険物の規制に関する政令第39条
- 3 消防法第17条並びにこれに基づく同法施行令及び神戸市火災予防条例

(事務処理)

第4条

- 1 指定確認検査機関は、建築基準法第7条の2第4項により、完成検査を引き受けた場合、「兵庫県電子申請共同運営システム」内の申請フォームを用いて照会をすること。
- 2 消防長は、指定確認検査機関から照会の申請を受けたときは、使用開始検査を行い、第3条に掲げる法令について適合・不適合を判定し、その結果を指定確認検査機関に「兵庫県電子申請共同運営システム」を通じて速やかに回報することとする。
- 3 指定確認検査機関は、消防機関が、第3条に掲げる法令について、「不適合」と判断したときは、検査済証の交付について、消防機関と協議することとする。
- 4 指定確認検査機関は、第2条に示す対象建築物に建築基準法第7条の2第5項に規定する検査済証を交付しないとした場合、速やかに消防機関に通知することとする。